

平成28年度までに認定を受けた方の新制度移行手続について

平成29年4月1日から、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）が新しくなりました。

新制度では、電力会社と系統接続について同意を得ていることが認定の要件となります。

また、認定を取得した後も、適切な保守点検及び維持管理の実施や発電終了時の設備の適切な廃棄、資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドラインに沿った事業の実施などの義務が課され、長期安定的に発電事業を実施していただくことが求められます。

これは、平成28年度までに認定を受けていた設備設置者（売電開始済みの場合も含む）にも適用され、上記のことをご認識いただき、適切に発電を行っていただくことが求められます。

このため、平成28年度までに認定を受けていた設備設置者※₁におかれましては、電力会社との系統接続に関することや保守点検及び維持管理等に関する遵守事項への同意チェックを記載いただいた事業計画をご提出いただきますようお願いいたします。

■ 申請期限

10kW未満太陽光は**平成29年12月31日**までに、それ以外の発電設備は**平成29年9月30日**※₂までに事業計画の提出をお願いします。期限までに事業計画が提出されなかったからといって直ちに認定が失効するわけではありませんが、最終的に事業計画が提出されなければ聴聞・認定取消しの対象になりますので、提出をお願いします。

■ 申請方法



※₁ 特例太陽光（平成21年11月1日～平成24年6月30日の間に太陽光の余剰電力買取の申込みを行った設備で、固定価格買取制度へ移行されたもの。設備IDが「F」から始まる。）を除く。

※₂ 例外として、①平成28年7月1日～平成29年3月31日に認定を取得した事業者、②平成28年10月1日～平成29年3月31日に電源接続案件募集プロセス等を終えた又は平成29年4月1日時点で手続中の電源接続案件募集プロセス等に参加している事業者で、平成29年4月1日以降に接続契約を締結する事業者においては、上記提出期限によらず、電力会社との接続契約締結日から6ヶ月以内（10kW未満は9ヶ月以内）に事業計画書を提出することになっています。

※₃ 電子申請が難しい場合は紙申請も可能です。

※₄ 風力・水力・地熱・バイオマスであっても「設備ID紐付け依頼書」を再生可能エネルギー新制度移行手続代行センターに送付すると電子申請を行うことができます。

詳しくはこちら

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

申請の操作手続マニュアルも掲載

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_plan.html

0570-057-333[受付時間]9:00～18:00（土日祝、年末年始を除く）